

令和7年度森林情報自動更新システム導入業務の  
公募型プロポーザル募集要項

本県では森林簿、森林計画図といった森林情報の更新手法を抜本的に見直し、データ変換・統合プラットフォームである「FME」を基盤とした森林情報の自動更新システムを導入することで、高精度な森林情報を継続的に作成する環境を整備します。

この業務を実施する事業者を次のとおり募集します。

1 委託業務の内容

(1) 委託業務名

令和7年度森林情報自動更新システム導入業務

(2) 実施主体

徳島県農林水産部林業振興課

(3) 委託業務の内容

詳細は別添の「令和7年度森林情報自動更新システム導入業務仕様書」のとおり。

なお、ここに定めのない事項については必要に応じて発注者と受注者で協議して決定する。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

(5) 見積限度額

金20,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(6) スケジュール

令和7年5月16日（金）	募集開始
令和7年6月13日（金）	質問の受付締切
令和7年6月24日（火）	参加申込締切
令和7年6月24日（火）	企画提案書の提出締切
令和7年7月2日（水）	書類審査及びプレゼンテーション審査
令和7年7月上旬	審査結果通知、契約締結
令和8年3月31日（火）	履行期限

2 参加資格要件

応募資格者は、次に掲げる全ての事項に該当する者とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象者に該当しない者であること。

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体に該当しない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法

(平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立て又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

カ 本業務に係る選定委員会の委員が自ら主宰し、役員若しくは顧問として関係し、または所属する法人その他の組織に該当しない者であること。

キ 技術者要件として、「FME Certified Professional」の資格を有する技術者を配置すること。

### 3 参加方法

プロポーザルへの参加を予定している者は、次のとおり必要書類を提出すること。

#### (1) 参加申込書

提出書類

ア 参加申込書 (様式第 1 号) 1 部

イ 参加資格確認票 (様式第 2 号) 1 部

ウ 参加団体の概要・業務実績 (様式第 3 号) 1 部

エ 業務の実施体制 (様式第 4 号) 1 部

オ 配置予定技術者の資格 (様式第 5 号) 1 部

カ 登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) 1 部

キ 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、  
又はこれに類するもの 1 部

提出期限

令和 7 年 6 月 24 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

#### (2) 企画提案書

提出書類

ア 企画提案書表紙及び企画提案書 (様式第 6-1 号、様式第 6-2 号) 8 部

イ 見積書 (様式第 7 号) 8 部

ウ 業務実施方針 (様式第 8 号) 8 部

エ 企業等の概要が分かる資料 (パンフレット等) 8 部

オ 参考資料 (企画提案内容を補足する資料)

※ 任意 (提出する場合は 8 部)

提出期限

令和 7 年 6 月 24 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

#### (3) 企画提案書の作成上の留意事項

ア 各々の様式に従い作成すること。

イ 用紙サイズは、A4 版とし、使用フォントは 11.0 ポイント以上とし、全体 20 頁程度までで作成すること。

ウ 正本として 1 部並びに副本として 7 部を紙媒体文書で、また電磁記録媒体文書 1 部を作成すること。

エ 正本はファイルに綴じ、表紙に氏名 (法人の場合は名称または商号と代表者氏名) を記

- 載した上、押印すること。また、担当部門及び責任者名とその連絡先を明示すること。
- オ 副本はファイルに綴じる必要はないが、1部ずつクリップ等で留めること。
- カ 文章を補完するために、図表等を使用してもよい。
- キ 評価者が提案内容を適正に評価できるよう、以下の項目に配慮すること。
- I) 技術的専門家のみでなく、業務部門の代表者も評価者となるので、技術的専門用語を用いる場合には解説を加える等、理解しやすい内容とすること。
  - II) 仕様書に例示する県の想定と異なる提案を行う場合には、これらを比較し、その長所短所を分かりやすく記述すること。

(4) 提出方法

持参(土日祝日を除く。午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。「親展」と明記すること。)

(5) 提出先及び問い合わせ先

徳島県 農林水産部 林業振興課  
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
電子メール ringyoushinkouka@pref.tokushima.lg.jp  
電話 088-621-2447

(6) その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により、応募辞退届(様式第9号)を令和7年6月27日(金)午後5時までに提出すること。

#### 4 応募に関する留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当することが判明した場合、失格又は無効となる。

- ア 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- イ 参加資格の要件を満たしていない場合
- ウ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 見積金額が見積限度額以上であった場合
- オ 募集要項に違反すると認められる場合
- カ 参加者による業務履行が困難であると判断された場合
- キ その他、参加に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めたもの。

(2) その他

- ア 応募は1参加者につき1件とする。
- イ 提出書類の提出後の再提出及び差し替えは認められない。ただし、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合がある。
- ウ 提出された企画提案書等の書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- エ 書類等の作成に用いる用語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- オ 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

## 5 提出書類等に係る質問

### (1) 質問の受付期限

令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 質問の提出

質問は、様式第10号により行うものとし、3の（5）に示す提出先まで電子メールで提出すること。なお、送付後に必ず電話で着信を確認すること。

### (3) 質問の内容

原則として、当該事業に係る条件や参加手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。

### (4) 質問に対する回答

質問者に対して電子メールにより令和7年6月18日（水）までに回答するほか、県ホームページ上に掲載する。

## 6 審査及び結果通知

### (1) 参加資格の確認

プロポーザル参加資格の有無を確認し、その結果については、申込者へ電子メールにより連絡する。

### (2) 審査

県が設置する「令和7年度森林情報自動更新システム導入業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、プロポーザル参加資格を満たした全応募者を対象に書類審査及びプレゼンテーション審査を行う。

### (3) 書類審査及びプレゼンテーション審査

#### ア 実施日

令和7年7月2日（水）に実施予定。

詳細な日時については、企画提案者へ電子メールにより連絡する。

#### イ 会場

電子メールにより別途連絡する。

#### ウ プレゼンテーションの時間

1社45分（提案書説明・システム操作30分、質疑応答10分、入退室5分を予定）

#### エ その他

- ① プレゼンテーションを行う者は、1者あたり5名までとする。
- ② 会場には県側でプロジェクト及びスクリーン、ケーブルを用意する。
- ③ プレゼンテーションにあたっては、補足資料を用いて行うことも可能であり、その場合は8部用意することとする。
- ④ プレゼンテーションでは、提案するシステムの操作デモンストレーションを行うこと。
- ⑤ プレゼンテーション審査に遅刻した場合は、応募辞退とみなす。
- ⑥ 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

#### (4) 審査基準

審査委員が別紙「森林情報自動更新システム導入業務」に係る企画提案審査基準に基づき審査を行う。

#### (5) 結果の通知

県は、審査を受けた全ての応募者に対し、審査結果を文書により通知するとともに、審査結果を県のホームページで公表する。

(6) 審査の結果、適切な事業者がない場合は、委託事業者無しとした上で再募集を行う。

(7) 応募者が1者であった場合、審査の結果、委託事業者として適当と認めるときは当該応募者を最優秀提案者とする。

(8) 審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

### 7 費用負担

企画提案書等作成のほか、審査（プレゼンテーション）に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

### 8 契約の締結について

(1) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に契約予定者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

(2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すと同時に、選定委員会において次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

(4) 委託契約にかかる委託料は、必要な場合、前金払いを可能とする。

(5) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況について受託者に報告を求めることができるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。

(6) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複製又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、委託者の許可を得た場合はこの限りではない。

(7) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）及び知事が取り扱う個人情報に関する徳島県個人情報保護条例施行規則（平成14年徳島県規則第78号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。

(8) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、徳島県に帰属する。

(9) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。